

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団の賛助会員制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の目的に賛同し、事業を援助しようとする者は、賛助会員になることができる。

2 賛助会員は、会議には参画しないものとする。

(会費)

第3条 賛助会費は、年額1口1万円とする。

2 賛助会費は、毎年12月末日までに納入するものとする。

(入会)

第4条 この法人の賛助会員になろうとする者は、入会申込書に会費を添え、申し込むものとする。

(会費の用途)

第5条 会費は、当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(退会)

第6条 退会しようとする賛助会員は、退会届を毎年12月末日までに提出するものとする。

2 納入した会費は、いかなる理由があっても、これを返還しないものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

付 則 (令和3年11月8日議案第9号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。